

国自旅第359号
令和6年3月1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて

標記について、別添のとおり、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。